

大岡アベサンショウウオ生息地保護区

区域の保護に関する指針

(平成 30 年 3 月 9 日環境省告示第 8 号)

(1) アベサンショウウオの個体の生息のために確保すべき条件

アベサンショウウオの生息地は、福井県嶺北地方、石川県加賀地方、京都府丹後地方及び兵庫県但馬地方の各一部に限られている。また、各生息地域は分断されているため、地域間の個体の移動は認められない。そのため、本種を保護するためには、各地域の主要な生息地を保護することが重要である。

兵庫県但馬地方の当該区域は、当初の指定以降、継続的に生息が確認され、兵庫県但馬地方の中でも特に生息状況が安定している地域である。

本種は、毎年 12 月中旬から下旬にかけて、湧水があり、泥底で落葉や枯木等が堆積する湧水のある池又は水路で産卵し、卵は 2 月中旬に孵化する。幼生は 6 月下旬から 7 月上旬にかけて変態して上陸し、成体は落葉広葉樹林又は竹林内の林床に生息する。そのため、本種の生息には、繁殖場所及び幼生の生息地として林内又は林縁にある池及び水路が、成体の生息地として湿潤な林床を持つうつ閉した落葉広葉樹林が必要である。

当該区域は、本種の生息に必要な前述の生息環境を含むとともに、産卵する池や水路に湧水を供給する湧水源を含んだひとまとまりの林分であり、生息環境が良好に維持されている。

このような状況から、兵庫県但馬地方の主要な生息地である当該区域を生息地保護区に指定し、保護することが必要である。

(2) 生息条件の維持のための環境管理の指針

アベサンショウウオの生息条件を維持するため、当該区域における各種行為は、生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう配慮するものとする。

さらに、本種が生息する湿潤な環境は、ぜい弱で外的圧力を受けやすく、水系及び森林を一体的に保護することが特に重要であることから、当該区域の全部を管理地区として指定し、管理地区の区域の保護に関する指針に従って生息環境の適切な管理を行うものとする。

大岡アベサンショウウオ生息地保護区管理地区
区域の保護に関する指針
(平成 30 年 3 月 9 日環境省告示第 9 号)

(1) アベサンショウウオの個体の生息のために確保すべき条件

当該区域に生息する本種の個体群を保護するためには、本種の繁殖場所又は幼生の生息環境となる池及び水路並びにそれらへの湧水源を含んだひとまとまりの林分を維持することが必要である。

(2) 生息条件の維持のための環境管理の指針

ア 工作物の設置等

本種の生息条件の維持を困難とするような、工作物の設置、宅地の造成その他の土地の形質の変更、土石の採取等は行わないこと。

イ 水面の埋立て又は干拓

本種の生息条件の維持のため、水路等の埋立て又は干拓は行わないこと。

ウ 水位、水量の変更

本種の生息条件の維持のため、水路等の水量の著しい変更を生じさせるような行為は行わないこと。

エ 木竹の伐採

本種の好適な生息条件である湿潤な林床を持つうつ閉した落葉広葉樹林、湧水等を保全するため、通常の管理行為以外の木竹の伐採は行わないこと。